

公 示 送 達

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び松戸市市税条例(平成27年松戸市条例第12号)第7条の規定により、下記のとおり公示送達する。

なお、公示送達した書類は、松戸市財務部債権管理課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するが、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過した時は、書類の送達があったものとみなす。

令和8年7月8日

松戸市長 松戸 隆政

記

1 送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

2 送達する書類

別紙のとおり

(別紙)

	氏名	備考		
1	秋月 修	令和8年5月27日	松財債第1号の353	国税徴収法第54条
2	医療法人社団 コアラの杜 理事長 勝田実	令和8年5月28日	松財債第1号の358	国税徴収法第54条
3	医療法人社団 コアラの杜 理事長 勝田実	令和8年5月28日	松財債第1号の359	国税徴収法第54条